

令和 3 年度第 1 3 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 3 年 1 0 月 5 日

担当部・課：健康部保険年金課〔内線 2 3 3 2〕

①件 名												
国民健康保険出産育児一時金の見直しについて												
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）												
<p>【背景】 健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産に伴う産科医療補償制度の見直しと併せて、出産育児一時金の額が改正された。</p> <p>【目的】 石巻市国民健康保険の出産育児一時金について、健康保険法施行令等の改正に合わせて見直し、他の医療保険と給付の差異が生じないようにすることにより、公平な保険給付を行う。</p>												
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性												
<p>【根拠法令】 国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号） 石巻市国民健康保険条例（平成 1 7 年石巻市条例第 1 6 4 号） 石巻市国民健康保険条例施行規則（平成 1 7 年石巻市規則第 1 1 3 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>												
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）												
<p>平成 2 6 年 1 1 月 健康保険法施行令等の一部を改正する政令公布 （平成 2 7 年 1 月 1 日施行）</p> <p>1 2 月 石巻市国民健康保険条例の一部改正 石巻市国民健康保険条例施行規則の一部改正 （平成 2 7 年 1 月 1 日施行）</p> <p>令和 3 年 8 月 健康保険法施行令等の一部を改正する政令公布（令和 3 年政令第 2 2 2 号） （令和 4 年 1 月 1 日施行）</p>												
⑤主な内容												
<p>出産育児一時金の見直し</p> <p>(1) 出産育児一時金（石巻市国民健康保険条例） 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金を支給する。</p> <p>(2) 出産育児一時金加算額（石巻市国民健康保険条例施行規則） 産科医療補償制度（分娩に関連して重度の脳性麻痺を発症した場合、補償金が支給される保険契約）に加入している場合、加算額として支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 出産育児一時金</td> <td>4 0 8, 0 0 0 円</td> <td>4 0 4, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 出産育児一時金加算額</td> <td>1 2, 0 0 0 円</td> <td>1 6, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4 2 0, 0 0 0 円</td> <td>4 2 0, 0 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出産育児一時金支給実績】 R 1 年度 9 7 件、R 2 年度 8 0 件、R 3 年度 8 月末現在 2 4 件</p>		改正後	現 行	(1) 出産育児一時金	4 0 8, 0 0 0 円	4 0 4, 0 0 0 円	(2) 出産育児一時金加算額	1 2, 0 0 0 円	1 6, 0 0 0 円	合計	4 2 0, 0 0 0 円	4 2 0, 0 0 0 円
	改正後	現 行										
(1) 出産育児一時金	4 0 8, 0 0 0 円	4 0 4, 0 0 0 円										
(2) 出産育児一時金加算額	1 2, 0 0 0 円	1 6, 0 0 0 円										
合計	4 2 0, 0 0 0 円	4 2 0, 0 0 0 円										
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）												
他の医療保険と給付の差異が生じないようにすることにより、公平な保険給付を行うことができる。												

⑦他の自治体の政策との比較検討
他市町村においても、同様の改正を行う。
⑧今後の予定及び施行予定年月日
令和3年12月 市議会第4回定例会に石巻市国民健康保険条例の一部改正について提案 石巻市国民健康保険条例施行規則の一部改正 (施行予定年月日：令和4年1月1日)
⑨その他